

令和7年4月1日から建築確認申請等の手数料が変わります

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）が、令和7年4月に完全施行され、原則として全ての新築住宅等に省エネルギー基準適合が義務づけられること等を踏まえて、令和7年4月1日以降の建築関係の手続きに関する事務の手数料の額を変更しますのでご留意願います。

1 秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の主な改正内容

※手数料の額については、表1又は表2を参照願います

(1) 一戸建ての住宅等の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、原則として全ての新築住宅等に省エネルギー基準適合が義務づけられるため、一戸建ての住宅や小規模の非住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請の手数料の額を定めます。

(2) 簡易な評価方法等に係る認定手数料等について

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、一戸建て住宅等に係る簡易な評価方法の手数料や審査の負担が少ない工場等の認定手数料の額を定めます。

2 秋田県建築基準法関係手数料の主な改正内容

※手数料の額については、表3を参照願います

(1) 確認申請及び完了検査等の手数料について

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、小規模な建築物の審査項目の追加や省エネ基準の審査・検査が追加されるため、建築物に関する確認申請（計画通知）及び完了検査申請（工事完了通知）に関する事務の手数料の額を引き上げます。

(2) 建築確認申請手数料の経過措置について

令和6年度に申請され、令和7年3月31日までに確認済証の交付を受けていない建築確認申請のうち、改正建築基準法の施行により「建築確認において省エネ基準の審査が必要になる場合」及び「特例の縮小に伴い建築確認の審査項目が追加される場合」は確認済証交付時に、申請時に支払った手数料と改正後の手数料の差額を徴収します。

※建築確認・検査の内容の見直し等は、令和7年4月1日以後に工事に着手するものについて適用されます。建築確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要となりますので、時間的余裕をもって建築確認等の申請をお願いします。

3 秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の主な改正内容

※手数料の額については、表4を参照願います

低炭素建築物新築等計画の認定申請において、一戸建て住宅等に係る簡易な評価方法の手数料や審査の負担が少ない工場等の認定手数料の額を定めます。

【参考1】省エネルギー基準適合義務の範囲拡大

	現行		→	改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000m ² 以上	適合義務 2017.4~	届出義務		適合義務 2017.4~	適合義務 2025.4~
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務		適合義務 2021.4~	適合義務 2025.4~
小規模 300m ² 未満	説明義務	説明義務		適合義務 2025.4~	適合義務 2025.4~

【参考2】手続きの流れ

